

万国津梁館  
指定管理者募集要項

令和元年 8 月

沖縄県文化観光スポーツ部  
M I C E 推進課

## 目 次

1 募集の目的	1
2 施設の概要	1
3 管理運営の基本的な考え方	1
4 指定管理者の業務	2
5 自主事業	2
6 管理運営の基準	2
7 指定期間	4
8 指定管理者の収入等	4
9 応募資格要件	5
10 指定管理者選定スケジュール	5
11 募集要項の配布・現地説明会等	6
12 申請の手続き	7
13 選定及び審査	9
14 指定管理者の指定及び協定の締結	11
15 指定管理者の留意事項	11
16 県と指定管理者のリスク分担	12
17 指定管理者の取消等	13
18 業務の引継等	14
19 問い合わせ先	14

# 万国津梁館指定管理者募集要項

## 1 募集の目的

沖縄県（以下「県」という。）は、万国津梁館（以下「津梁館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第244条の2第3項及び万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第44号、以下「条例」という。）第3条に基づく指定管理者の募集を行います。

## 2 施設の概要

- (1) 施設の名称 万国津梁館  
(2) 施設の所在地 沖縄県名護市字喜瀬部瀬名原1792番地  
(3) 設置目的 国内外の優れたコンベンションを誘致することにより、国際交流及び文化交流の推進に並びにリゾート沖縄の振興を図り、もって地域の振興発展に寄与すること  
(4) 施設の規模等

敷地面積	26,621.00㎡（ただし、借地）			
	延床面積	建築面積	供用開始年度	施設概要
合計	4,900.32㎡	3,595.73㎡		※回廊、守衛室面積を含む
サミットホール	2,344.25㎡	1,327.57㎡	平成12年8月	地上2階・地下1階 R C構造
オーシャンホール	1,159.69㎡	829.28㎡	平成15年7月	地上2階・地下1階 R C構造
サンセットラウンジ	523.00㎡	389.91㎡	平成12年8月	地上1階・地下1階 R C構造
レセプション棟 （現カフェテラス （貴賓室を含む。）	502.00㎡	609.16㎡	平成12年8月	地上1階 R C構造
ビジネスルーム	36.00㎡	49.00㎡	平成15年7月	地上1階 R C構造

※上記の他に回廊・守衛室・駐車場有り

※※詳細は万国津梁館HP内「施設紹介」を参照してください。

## 3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 津梁館は公の施設であることから、指定管理者は、津梁館に求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保に努めるとともに、関連団体や地域との連携をはかり、地域振興に寄与する必要があります。
- (2) 県は、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、M I C E（※）を沖縄経済成長のプラットフォーム（ソフトインフラ）として新たに位置付け、M I C E推進による各産業分野の成長発展と都市ブランド力の向上を図ることとし、沖縄M I C E振興戦略に基づき具体的施策を展開しております。

指定管理者は、津梁館の運営にあたり、県が策定した計画や戦略等を十分に理解し、施策の推進に寄与する必要があります。

※M I C Eとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

## 4 指定管理者の業務

### (1)業務の概要

指定管理者は次の業務を行うものとしします。業務の詳細内容については別紙「万国津梁館管理運営仕様書」（以下、「管理運営仕様書」という。）のとおりです。

- ①津梁館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- ②津梁館の利用の許可、許可の取り消し、原状回復命令等に関する業務
- ③津梁館の利用料金の收受、減免、返還等に関する業務
- ④津梁館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- ⑤その他津梁館の管理運営上知事が必要と認める業務

## 5 自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、津梁館の利用促進・活性化に資する事業（以下「自主事業」という。）を行うことができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は指定管理者の収入としします。
- (3) 自主事業の実施にあたっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。
- (4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとしします。

なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記してください。

- (5) 自主事業の提案にあたっては、下記の点に留意してください。
  - ① 津梁館の設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること。
  - ② 指定管理者の管理運営業務に支障を与えるものではないこと。
  - ③ 公共性の確保が図られていること。
- (6) 自主事業実施にあたって県有施設を使用する場合は、県への使用料支払が必要となる場合があります。

## 6 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別紙「管理運営仕様書」に従い、津梁館の管理運営業務を実施します。

### (1)関係法令等の遵守

- ①地方自治法、同施行令、同施行規則
- ②万国津梁館の設置及び管理に関する条例、同管理規則
- ③施設設備の維持管理に関する法令
  - ・建築基準法（建築設備の定期点検等）
  - ・電気事業法（技術基準の維持等）
  - ・消防法（消防計画の提出等）
- ④労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
- ⑤個人情報保護法、沖縄県個人情報保護条例
- ⑥その他関係法令等

(2) 沖縄県行政手続条例の適用

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置(利用の承認をしない、または利用の承認の取り消すこと)を講じてください。

(4) 施設の利用時間等

① 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで

② 利用時間 午前9時から午後10時まで

ただし、指定管理者は知事の承認を得て、休館日及び利用時間を変更することができます。

(5) 業務執行体制

① 文書取扱規程の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、別途文書の管理に関する規程等を定めるものとします。

② 情報公開規程の整備

指定管理者が業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、別途情報公開規程等を定めるものとします。

③ 手続規程等の整備

使用許可の取消しなど行政処分の実施に係る手続規程の整備を行い、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

指定管理者が行う公の施設の管理運営業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第12条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第63条及び第64条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理運営を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行います。

また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

⑦ 業務委託の制限

指定管理業務の全部又は下記業務を第三者に委託し、請け負わせることはできません。

< 第三者に委託できない業務 >

- ・ 利用の許可、許可の取り消し、現状回復命令等に関する業務
- ・ 利用料金の收受、減免、返還等に関する業務

上記以外の業務を第三者に委託する場合には、その内容について、あらかじめ県の承認を得なければなりません。

#### (6)業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。なお、「備品管理台帳」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

#### (7)賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、賠償責任保険に加入するものとします。

#### (8)指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者として県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

### 7 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とします。

### 8 指定管理者の収入等

#### (1)利用料金等

- ① センターは、地方自治法第244条の2第8項に基づく「利用料金制度」を採用しています。センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は指定管理者の収入となります。
- ② 利用料金の額は、条例第15条の規定に基づき、条例別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定します。
- ③ 自主事業に付随する収入等は指定管理者の収入となります。なお、自主事業が行政財産の目的外使用となる場合は、知事の許可が必要となります。自主事業から得られる収入は指定管理者の収入とします。
- ④ 利用料金収入等の属する会計年度は、センターの施設等を利用する日の属する年度の収入とします。

#### (2)指定管理料

- ① 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。  
会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。
- ② 県が指定管理者に支払う指定管理料の上限額は、各年度**29,916千円以内**、3年間の総額**89,748千円以内**とします。指定管理料は上限額の範囲内で提案して下さい。  
収支計画書に記入された指定管理料が上限額を上回る金額であった場合は、失格とします。
- ③ 指定管理料は、利用料金の減免を行った場合でも、その分の補填は行いません。

#### (3)会計の区分

津梁館の管理運営に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他の業務の会計と区分してください。

## 9 応募資格要件

### (1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者とします。

- ① 法人、その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- ② 国税及び地方税の滞納がない団体であること。
- ③ 指定期間中に、解散・廃止の恐れがない団体であること。

### (2) 欠格条項

次のいずれかに該当する法人は、応募することができません。仮に、申請が受け付けられた場合でも、申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ④ 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ② 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をしたとき。
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があったとき。

### (4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

- ① 代表者又は代表となる団体(出資額の割合が最大のものをいう。)を決定すること。
- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定（以下「協定」という。）は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。
- ③ 共同企業体については、建設業協会で行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。
- ④ 各構成員が応募資格を満たすこと。欠格条項、失格事項は、各構成員についても適用する。
- ⑤ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。

## 10 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

①募集要項等の公表	令和元年8月14日(水)
②指定管理者募集に係る現地説明会	令和元年9月4日(水)
③公募に関する質問の提出期限	令和元年9月20日(金)
④質問の回答期限	令和元年9月27日(金)
⑤申請書類等の提出期限	令和元年10月15日(火)
⑥指定管理者制度運用委員会による審査	令和元年10月下旬
⑦選定結果の公表	令和元年11月上旬
⑧県議会への指定管理者指定議案の上程	令和元年11月定例会
⑨指定管理者の指定	令和元年12月下旬
⑩指定管理者との協定締結	令和2年3月下旬
⑪業務開始	令和2年4月1日(水)

## 11 募集要項の配布、現地説明会等

### (1) 募集要項等の配布

- ①配布期間 令和元年8月14日(水)～令和元年10月15日(火)
- ②配布場所 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課ホームページ
- ③配布書類
  - ・万国津梁館募集要項説明書
  - ・申請様式集
  - ・万国津梁館管理運営仕様書
  - ・業務仕様書
  - ・利用料金減免規程(現行)
  - ・指定管理者組織体制図(現行)
  - ・指定管理者事務分掌(現行)
  - ・指定管理者導入施設モニタリングシート(H28～H30)
  - ・MICE開催実態調査ガイドライン

### (2) 参考資料の閲覧

- ①閲覧期間 令和元年8月14日(水)～令和元年10月15日(火)
- ②閲覧場所 万国津梁館
- ③申込方法 万国津梁館：電話0980-53-3155
- ④閲覧資料
  - ・施設図面
  - ・備品管理台帳
  - ・今後県が行う予定の修繕箇所

### (3) 現地説明会の開催

募集要項に関する質疑応答、現場見学を行うため、次の通り現地説明会を開催します。

- ①開催日時 令和元年9月4日(水)午後2時～午後4時
- ②集合場所 万国津梁館オーシャンホール
- ③参加申込方法
  - ・参加希望者は8月23日(金)までに「現地説明会参加申込書(第1号様式)」によりメールで提出して下さい。
  - ・参加人数は各団体ごと3名までとします。
- ④申込先 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課(指定管理者公募担当)  
E-mail:aa081302@pref.okinawa.lg.jp



⑤参加にあたっての注意事項

- ・上記以外での見学の希望は、催事の開催等に支障があるためできません。
- ・説明会当日は、募集要項等の資料を持参してください。

(4)公募に関する質問及び質問の回答

応募者間の公平性及び質問の回答の正確性を確保するため、質問については下記の方法でおこないます。

- ①質問書の提出期限 令和元年9月20日(金)午後5時
- ②質問書の提出方法
  - ・別添の質問書(第2号様式)によりメールで提出してください。
  - ・電話、口頭等上記以外の方法による問合せには、応じません。
- ③質問の回答期日 令和元年9月27日(金)
- ④質問の回答場所 沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課ホームページ

## 12 申請の手続き

(1)申請書類の提出

申請書等は、受付期限までに持参してください。持参する際は、事前に電話連絡をお願いします。また、受付にて申請書類が揃っているかどうか、確認を受けてください。

申請書の 受付期限	令和元年10月15日(火)午後5時まで (ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除きます。)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課(沖縄県庁8階)

(2)申請書類

書類名	様式番号
1 応募資格確認書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者指定申請書</li> <li>・誓約書</li> <li>・法人等の概要(組織に関する事項を含む。)を記載した書類</li> <li>・共同企業体構成届出書(複数の法人等で申請する場合に提出)</li> </ul>	第3号様式 第4号様式 第5号様式 第6号様式
2 事業計画書 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的事項</li> <li>・指定管理者が行う業務の範囲に関する事項</li> <li>・MICEの誘致に係る企画・提案書</li> <li>・収支計画書、年度別明細</li> <li>・組織に関する事項</li> <li>・危機管理に関する事項</li> <li>・その他に関する事項</li> <li>・会議場類似施設の管理運営実績票</li> </ul>	第7号様式 第8号様式 第9号様式 第10号様式 第11号様式 第12号様式 第13号様式 第14号様式

<p>5 添付書類</p> <p>ア 法人である団体にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（3ヶ月以内のもの）</p> <p>イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄付行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）</p> <p>ウ 過去3ヵ年における事業報告書、貸借対照表、収支計算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p> <p>エ 役員の氏名、住所を記載した書類（役員名簿等）</p> <p>オ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p> <p>（ア） 法人である団体にあつては、過去3ヵ年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書及び沖縄県納税証明書（全税目）</p> <p>（イ） 法人でない団体にあつては、過去3ヵ年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）</p> <p>※ 共同申請の場合は、各構成団体すべてにおいて、上記3の申請に関する添付書類をすべて提出して下さい。</p>	
---	--

(3) 申請書類の様式、提出部数等

- ① 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A4、フォントは12ポイント以上、縦の場合文字数40文字、行数は44行程度とします。  
申請書類に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。
- ② 申請書類は、下欄にページ数を記載して下さい。
- ③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本10部とします。

(4) 事業計画書の記載要領

施設の設置目的及び管理運営の基本方針を十分に理解したうえで、事業計画書等を作成すること。

目的達成のために、どのような管理運営を行うのか、行催事誘致等の利用促進策、責任者及びスタッフ等の職員配置等、下記の事項の考え方について、別添「仕様書」及び「参考資料」を参考に簡潔明瞭に記載してください。

利用料金の減免表、利用料金表については、表の具体的な案を作成してください。

① 基本的事項

- (ア) 利用者等の利便性、サービスの質の向上
- (イ) 施設の効用を最大限発揮するための効果的・効率的な運営運営
- (ウ) 環境に配慮した施設の運営

② 指定管理者が行う業務の範囲に関する事項

③ 指定管理期間（3年間、各年度別）の収支計画書

<参考「万国津梁館の直近3年分の収支表」>

※費目は例示です。欄が不足するときは追加してください。

※収支計画書に記入された3年間の指定管理料の合計が、上限額（〇〇千円）を上回

る金額であった場合は、失格とします。

※積算内訳は別葉としても構いません。

④組織に関する事項

⑤危機管理に関する事項

(5)申請書類の著作権、情報公開

① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部及び一部を使用できるものとしします。

② 提出された書類は返却しません。

③ 提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取り扱います。

(6)申請にあたっての留意事項

① 申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行って下さい。

② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。

⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。

⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。

⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。

⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとしします。

## 13 選定及び審査

(1)選定方法

指定管理候補者の選定は、次のとおり行います。

①応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課において、申請者の資格要件の適否審査を行ないます。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とします。

②委員会による審査

「沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）が、申請書類及び応募者によるプレゼンテーション（10月下旬に、応募状況に応じて予定）について審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

また、次の要件を1つでも該当した場合、失格とします。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合

※ 採点にあたっては、サービスの維持向上及び稼働率アップ（集客等）の取り組みについての評価に比重が高まるよう配点しています。

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査項目

審査項目は以下のとおりです。最大で計100点を付与します。

審査項目		配点
基本的事項		10点
指定管理者が行う業務の範囲に関する事項 (50点)	①津梁館の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務	20点
	②津梁館の利用の許可等に関する業務	5点
	③津梁館の利用料金の收受等に関する業務	5点
	④津梁館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務	5点
	⑤津梁館の管理運営上知事が必要と認める業務	5点
	⑥県費負担額等	10点
組織に関する事項 (15点)	①人員配置等	5点
	②人材育成	5点
	③経営システムの導入	5点
危機管理に関する事項 (5点)	①緊急時の対応	5点
実績に関する事項 (15点)	①法人等の経営状況	5点
	②同種施設の管理運営実績等	10点
その他に関する事項(5点)		5点

(3) 審査基準

上記審査項目について、次の審査基準により選考します。

①適格性：業務遂行主体としての適格性

健全性

- ・指定管理業務を継続していける財務状況にあるか
- ・団体の財務状況のみについての判断

安全性

- ・適正な人員が配置できるか
- ・指定管理業務を遂行できる経営状況にあるか
- ・施設管理に関して経験や知識があるか
- ・事故防止などの安全管理対策及び急病、事故、災害発生時など緊急時の対応及び実施体制は十分なものとなっているか

②効率性：コスト低減

- ・県が負担する管理運営費を低く抑えられるか

③効果性：サービスの維持向上

- ・植栽管理、清掃、警備、施設点検、修繕及び地域・利用者に特に貢献している自主事業等において、現状の管理水準を維持できるか
- ・サービスを向上させるための実行可能な提案があるか
- ・これまでにない新たな視点、取り組みがなされているか

④収益性：稼働率アップ（集客等）の取り組み

- ・利用者を増やすためのイベント（自主事業）等の実施計画があるか

⑤妥当性：適切な事業計画

- ・計画書を実行するための人員、時間、予算の裏付けはあるか

(3)選定結果の通知

選定結果は、令和元年11月上旬に申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。

(4)第2順位の候補者

指定管理候補者が指定管理者に指定されないこととなった場合に、第2順位の候補者を指定管理者の候補者とする場合があります。

## 14 指定管理者の指定及び協定の締結

(1)指定管理者の指定

知事は、指定管理候補者を指定管理者として指定する議案を沖縄県議会に上程し、議案の議決後、指定管理者の指定をします。

(2)協定の締結

知事と指定管理者は、指定管理者の指定後業務開始日までに、指定期間における基本的事項を定めた「基本協定」を締結します。また、各年度の業務開始日までに、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）における必要事項を定める「年度協定」を別途締結します。

(3)協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、知事はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を喪失したとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

## 15 指定管理者の留意事項

(1)モニタリングの実施

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(2)指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、指定管理業務月報、事業計画書及び収支計算書、事業報告書等を県に提出するものとします。

- ①業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月

- ②上半期報告書（４月１日～９月３０日までの事業実績）・・・毎年10月
- ③年間事業計画書及び収支予算書(翌年度計画)・・・・・・・・・・毎年３月
- ④年次報告書（４月１日～翌年３月３１日までの事業実績）・・・毎年４月
- ⑤その他県が必要と認める書類

(3)指定管理業務等の評価

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書(以下「協定書」という。)等に従って適切に管理運営を行っているかどうかについて、適時、関係書類の閲覧または提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います。このとき、指定管理者は、速やかに報告書等を提出し、または調査に協力して下さい。

なお、評価の結果、指定管理者の行う指定管理業務が、協定書等の水準(以下「要求水準」という。)に達していないと県が判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。指示に従わず改善がみられない場合は、地方自治法第244条の２第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を行うものとします。

①定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

②随時評価

県は、必要があると認めるときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、または施設内において指定管理業務の調査を行うことがあります。

(4)監査

指定管理者は、地方自治法第199条第7項、第252条の42第1項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査を受けることとなります。

16 県と指定管理者のリスク分担

県と指定管理者のリスク分担は次の表のとおりとします。

ただし、いずれにも定めのないリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

リスクの種類	業務内容	区分	
		沖縄県	指定管理者
法令等の変更	本事業に係る法令等の変更	●	●
事業の変更・中止	県の政策変更等による事業の変更・中止	●	
	指定管理者の事業放棄、破綻		●

不可抗力	自然災害又は人為災害に伴う長期の事業履行不能及び施設、設備の修復	●	
物価変動	人件費、物件費等の物価変動		●
施設や設備の損傷	県が今後予定している修繕（詳細は別紙）	●	
	上記以外の経年劣化によるもの		●
	第三者の行為により生じたもので相手方が特定できないもの	●	●
利用料金収入	需要変動による利用料金収入減少		●
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		●
	上記以外の理由により損害を与えた場合	●	
事業終了時の費用	指定期間の終了又は指定の取消し等における事業者の撤収費用、引継ぎに要する費用		●

## 17 指定管理者の取消等

### (1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、共同申請者が指定管理者の場合において、指定管理者は、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとします。

### (2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合、またはその恐れが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることがあります。

### (3) 指定管理者の取消等

県は、下記の場合、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者の倒産または指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。
- ② 社会的信用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合。
- ③ 指定管理期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が改善しなかった場合。

### (4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

#### (5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

## 18 業務の引継等

### (1) 指定管理業務等の引継ぎ

- ① 指定期間の終了又は指定の取消しにより、指定管理業務等を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引き継ぎに協力しなければなりません。なお、引継ぎに要する経費は、引き継ぐ者及び引き継がれる者それぞれの負担とします。
- ② 現在、管理運営業務等に従事している者について、サービスの安定提供、ノウハウの継承の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

### (2) 令和2年4月以降の催事

- ① 現指定管理者が許可した催事等については、新たに指定される指定管理者が引き継ぐものとします。指定管理者の変更により、利用申込者が不利益を被らないように留意してください。
- ② 令和2年4月以降利用分の利用料金については、新たに指定される指定管理者の収入となります。現指定管理者が収受した利用料金を引き継いで下さい。

## 19 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県文化観光スポーツ部MICE推進課 施設整備班

(TEL)098-866-2077 (E-mail)aa081302@pref.okinawa.lg.jp